

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機原子炉格納容器内取水設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年4月16日（金）15時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、知見主任安全審査官、高松専門職、市森係員、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官、南川主任原子力専門検査官、丸山主任原子力専門
検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（3号機原子炉格納容器内取水設備の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 前回面談での原子力規制庁からのコメントへの回答
 - ✓ 3号機原子炉格納容器（PCV）水位低下のスケジュール
 - ✓ 3号機サプレッションチェンバ（S/C）水位低下に向けた対応について
 - ◇ ステップ1を実施する理由は、ステップ2で設置予定のガイドパイプ上部に、隔離機構や取水ポンプを投入する機構を設けるためのスペースが十分になく、ガイドパイプを短くする必要があることから、ガイドパイプを設置する前における程度水位を低下し、ガイドパイプ設置時の溢水防止等を図るためである。
 - ◇ ステップ1の目標水位を原子炉建屋床下までとしている理由は、取水ホースの挿入深さに限界があることに加え、更なる水位低下により既設の水位計及び温度計では測定ができなくなることを避けるためである。
 - ✓ PCV 取水設備の設置工事の詳細について
 - ✓ PCV 取水設備運用後の対応について
 - ✓ 既設配管の耐震評価について
 - PCV 取水設備の確認事項について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のとおりコメントを伝えた。
 - 本申請によって低下できるPCVの水位は建屋1階床面下程度ということであるが、1号機と同様に耐震性向上のためには早急にS/Cの水位低下を行う必要があることから、ステップ1においても可能な限りの水位低下を行うことを念頭に、現状の課題を整理した上で改めて方法を検討すること。
 - 取水設備の設置工事だけでなく、設置後のメンテナンス作業も含めて、作業時間や携わる作業員の人数、想定被ばく線量等について説明すること。
 - 既設配管を切断した箇所のバウンダリを形成するために取り付ける挿入用スプール及び閉止スプールについて、トラブル等によりPCV圧力が上がった

た際の対応等を含め、設計の考え方を説明すること。

- 耐震評価については、2月13日の地震についての地震動の分析評価を踏まえた上で、再度説明すること。

6. その他

資料：3号機原子炉格納容器内取水設備の設置に関する補足説明資料